

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三豊市三野町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）又ヶ谷地区）を行うことについて平成20年10月30日適当と決定した。

その関係書類を三豊市三野支所事業課において平成20年11月18日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀